

# 耐震診断の義務付け対象となる建築物への耐震診断・耐震改修等の補助制度の紹介

○今回の耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）の改正（平成25年11月25日施行）により耐震診断の義務付け対象となる建築物に対しては、緊急的・重点的な補助制度（耐震対策緊急促進事業、平成25年～27年度までの時限措置）により、所有者等が行う耐震診断・耐震改修等の負担が軽減されます。

○対象建築物が所在する地方公共団体（都道府県、市町村）に、補助制度が整備されている場合とない場合で、以下のように対応が分かりますので、ご注意ください。

## 1. 地方公共団体において対象建築物への補助制度が整備されていない場合

- ・国が単独で耐震診断、補強設計及び耐震改修への補助を行います。
- ・耐震対策緊急促進事業実施支援室において申請を受け付けます。制度に関連する諸情報を提供するウェブサイトを開設しておりますのでご参照いただき、**詳細は支援室にお問い合わせください。**

### <耐震対策緊急促進事業実施支援室>

<http://www.taishin-shien.jp/>

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-5-3 日本橋西川ビル9階

TEL 03-6214-5838 / FAX 03-6214-5798



## 2. 地方公共団体において対象建築物への補助制度が整備されている場合

- ・地方公共団体の補助制度に、国が追加的補助を行います。
- ・各地方公共団体において、準備が整い次第、申請を受け付けます。詳細は、**対象建築物が所在する各地方公共団体にお問い合わせください。**

		建築物の所在地の地方公共団体（都道府県・市町村）における当該建築物への補助制度の整備状況		
建築物の区分	対象行為	補助率	整備されていない場合	整備されている場合
不特定多数の者が利用する大規模建築物等	耐震診断	1/3	国（支援室）が窓口となり、直接的に補助を実施	地方公共団体が窓口となり、国の補助と地方公共団体の補助を併せて実施 (注) 補助率については、地方公共団体の窓口にご確認ください。
	補強設計	1/3		
	耐震改修	11.5%		
・都道府県または市町村が指定する避難路沿道建築物 ・都道府県が指定する防災拠点建築物	耐震診断	(国からの直接補助はありません)		
	補強設計			
	耐震改修			

※裏面の「補助率等についてのご注意!」をお読みください。



### ※補助率等についてのご注意！

地方公共団体に補助制度が整備されている場合（表面の2の場合）は、地方公共団体の補助制度と国の追加的補助を併せて活用いただくことで、国が単独で補助を行う場合（表面の1の場合）よりも補助率が高くなるよう措置されています。

#### 耐震診断、補強設計

最大で、国1/2 地方1/2

#### 耐震改修

・不特定多数の者が利用する大規模建築物等 最大で、国1/3 地方1/3  
・避難路沿道建築物、防災拠点建築物 最大で、国2/5 地方2/5

このため、対象となる建築物が所在する地方公共団体（市区町村及び都道府県）に対し、補助制度の有無やその要件を必ず事前にお問い合わせいただき、十分に情報収集してからご対応ください。

また、補助金の対象となるのは、補助金交付決定日以降に着手した事業に要する費用に限られ、既に着手あるいは完了している場合に、遡って補助対象とすることはできませんのでご注意ください。

## 耐震診断の義務付け対象となる建築物についての税制措置 （平成26年4月1日より実施）

### 【法人税・所得税】

対象者	・耐震診断が義務付けられる建築物で、平成27年3月31日までに所管行政庁に耐震診断の結果の報告を行った者（青色申告書を提出する法人等）
特例措置の期限等	・耐震診断の結果の報告を行った日（平成26年4月1日以降）より5年を経過するまでに、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行うこと。
特例措置の内容	・耐震改修により取得し、又は建築した建築物の部分について、その取得価額（※）の25%の特別償却ができる。 ※ 取得価額とは、税法上一般的に、当該取得に要した価格（手数料等を含む改修工事費用）をいいます。

### 【固定資産税】

対象者	・耐震診断が義務付けられる建築物で、所管行政庁に耐震診断の結果の報告を行った者
特例措置の期限等	・平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、国の補助を受けて、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行うこと。
特例措置の内容	・耐震改修工事が完了した年の翌年度から2年間分の固定資産税について、税額の2分の1を減額する（ただし、耐震改修工事費の2.5%が限度）。

## 耐震診断・耐震改修等の融資制度

○日本政策金融公庫による融資制度（防災・環境対策資金）等のほか、都道府県においても、利子補給による利率の引下げや信用保証料の優遇措置が講じられている場合がありますので、各都道府県にお問い合わせください。